

日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総 則

目 的

第1条 当社は、当社グループで共有する理念、価値の体系である「日立化成グループ・アイデンティティ」のもと、持続的な成長と企業価値の向上のため、「日立化成コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、コーポレートガバナンスの強化・充実に取り組む。

(日立化成グループ・アイデンティティ)

<企業理念 (Mission) >

時代を拓く優れた技術と製品の開発を通して社会に貢献すること。

<創業の精神 (Values) >

「開拓者精神」

未知の領域に、独創的に取り組もうとすること。常に専門分野で先駆者でありたいと願い、能力を超えるような高いレベルの目標に挑戦する意欲のこと。

「誠」

他者に責任を転嫁せず、常に当事者意識を持って誠実にことに当たること。社会から信頼を勝ち得るための基本姿勢。

「和」

他人の意見を尊重しつつ、偏らないオープンな議論をし、一旦決断に至れば、共通の目標に向かって全員一致協力すること。

<日立化成グループ・ビジョン (Vision) >

私たちは、未知の領域に踏み出すチャレンジ精神をもって、化学を超えた「新たな価値」を創造し、社会やお客さまの期待を超える「驚き」を実現します。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

第2条 当社は、機動力、客観性及び透明性の高い経営を実践するため、業務執行機能と監督機能とを分離した「指名委員会等設置会社」の機関形態を採用する。その特長を最大限に生かし、迅速・果敢な意思決定が可能な業務執行体制を構築するとともに、取締役会の下に過半数の社外取締役により構成される指名・報酬・監査の3委員会を設置し、経営に対する適切な監督機能を発揮する。

また、本ガイドラインを定め、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益に資する経営を実践する。

第2章 コーポレートガバナンス体制

第1節 機関設計

第3条 当社は、その持続的な成長と企業価値の向上に向け、収益力・資本効率等の向上及び統治機能の更なる充実を図るべく、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」の形態を採用する。これにより、取締役会による独立性と客観性を兼ね備えた経営の監督の実効性を確保するとともに、執行役社長を中心とする業務執行体制による経営判断の機動性、専門性を高め、効率性、客観性、透明性に優れた経営を実践する。

第4条 当社は、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項につき、執行役社長が多面的な検討を経て合理的かつ慎重に決定を行うことができるようにするため、執行役社長の諮問機関として、全執行役で構成される「執行役会」を設置する。

第2節 取締役、執行役及び取締役会

取締役及び執行役の受託者責任

第5条 取締役及び執行役は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。

取締役の情報入手と支援体制

- 第6条 ① 当社は、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会が円滑に運営されるよう、取締役を補佐する専従スタッフを置くとともに、取締役会は、社外取締役の監査委員としての職務を補助すべき取締役を必要に応じて選定する。
- ② 取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門に対し情報や資料を求め、当該部門は適宜これを提供する。
- ③ 取締役は、必要と認めた場合、当社の費用において、外部の専門家のアドバイスを求めることができる。

独立社外取締役

第7条 独立社外取締役は、客観性と透明性の高い経営を実現するため、自らの豊富な経験と見識に基づき、当社から独立した立場で、経営の適法性、妥当性及び効率性を確保し、企業価値の向上を図るとの観点から、取締役会やその所属する委員会で適宜質問、意見、助言等を行う。

第8条 指名委員会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在又は過去3年において、当社又は当社の親会

社若しくは子会社の業務執行取締役又は執行役として在職していた場合

2. 当該社外取締役が、現在、業務執行取締役、執行役又は従業員として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える場合
3. 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社取締役としての報酬を除く）を受けている場合
4. 当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入又は経常収益の2%を超える場合

第9条 ① 取締役及び執行役は、独立社外取締役が執行役や監査委員又は監査委員会と円滑に連絡、連携を行うための体制を整備する。

② 独立社外取締役は、独立社外取締役のみの会合を定期的で開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。

取締役等の選任・解任基準

第10条 ① 取締役の選任・解任基準は指名委員会が、執行役の選任・解任基準は取締役会が、それぞれこれを定め、公正かつ透明性の高い選任・解任手続を適切に実行する。

② 取締役については、取締役選任基準に基づき、その候補者を指名委員会において指名し、執行役については、執行役選任基準に基づき、取締役会で選任する。

③ 取締役候補者の選任理由は、株主総会招集通知において開示する。

他社役員の兼職

第11条 ① 執行役社長は、社外取締役及びその候補者の兼任の状況を、法令に基づき開示する。

② 取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、また、その準備を行うために必要な時間を確保できるよう、原則として当社の他に4社を超える上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）を兼職しないものとする。

取締役等のトレーニング

第12条 ① 取締役及び執行役は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要な以下のトレーニング及び情報提供を適宜実施する。

1. 独立社外取締役が新たに就任するに際しての当社事業内容の説明等
2. 取締役会における各事業の事業戦略等に関する毎年の説明
3. 独立社外取締役に対する当社の事業課題等に関する必要な情報提供
4. 取締役の役割と責務等に関する社外の教育プログラムを受講できる体制の整備

- ② 執行役社長は、執行役がその役割・責務を適切に果たすため、執行役就任時に経営全般に係る体系的なトレーニングを実施するとともに、就任後定期的に執行役間での勉強会を開催するなど、経営上の課題について意見交換、知識の習得等の機会を設ける。また、次世代の執行役を計画的に育成するため、執行役候補者となる幹部社員には、トップマネジメントに求められるリーダーシップや経営スキル等を習得する教育プログラムを実施する。

後継者計画

- 第13条 ① 取締役会は、執行役社長、執行役の後継候補者に係る育成計画に関し、指名委員会の助言に基づき、当該計画について継続的な監督を行う。
- ② 取締役会は、執行役社長を決定する際、指名委員会の助言に基づき、以下の事項を考慮し、計画的に検討し、実行する。
1. 人格、識見、指導力に優れた者であること
 2. 会社経営の分野における豊富な経験と実績を有し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を実現するために最適と考えられる者であること

取締役会の役割・責務・評価

- 第14条 ① 取締役会は、経営方針等の経営の基本に関わる重要な事項、執行役社長及び執行役の選任及び解任等について決議を行うほか、定期的に業績報告を受け、建設的な議論を行う。
- ② 取締役会は、執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うため、重要な戦略に関する取締役会の審議に関しては、事前検討を含め十分な時間を確保するなど、その役割・責務を果たす。
- ③ 取締役会は、法令、「定款」及び「取締役会規則」で取締役会の決議事項と定められた事項以外の業務執行の意思決定を執行役に委任し、機動的な業務執行を促進する。
- ④ 取締役会は、適正な経営判断を可能にするため、内部統制やリスク管理に係る適切な体制の整備を行うとともに、その運用の有効性について監督する。
- ⑤ 取締役会は、会社法の定めにもとづき、内部統制システムの整備に関する決議を行う。また、内部統制担当部門より有効性評価の結果を監査委員会を通して定期的に報告を受け、評価の過程において統制の不備が検出された場合は、早急な改善を行うよう努める。
- ⑥ 取締役会は、当社が当社の役員と取引を行う場合、又は、主要株主等と取引を行う場合、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、その可否について十分な審議を行う。

取締役会の構成

- 第15条 ① 取締役会には、意見の多様性及び効率的な運営が求められることから、取締役会の員数は、「定款」に定める上限員数以内の適切な人数とする。
- ② 取締役のうち最低2名以上かつ3分の1以上は、独立社外取締役とする。

取締役会の運営

第16条 取締役会は、社外取締役による問題提起の機会を確保すること等により、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風が醸成されるよう努める。

第17条 取締役会は、会議運営に関する以下の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図る。

1. 開催7日前を目処とした資料の事前配付
2. 関係する取締役及び執行役による事前説明
3. 年間開催スケジュールの決定、年間定例議題の期首連絡
4. 最低月1回の開催、適切な審議項目数の設定
5. 十分な議論ができる適切な審議時間の確保

実効性評価

第18条 取締役会は、毎年、その実効性に関して評価を行い、結果の概要を開示する。

第3節 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

指名委員会

第19条 ① 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するに際し、最適な取締役の員数を検討する。

- ② 取締役会の経営監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するため、取締役候補者の有する経験や専門知識等の多様性、社外取締役とそれ以外の取締役（執行役兼務者及び当社グループ出身の非執行取締役）の構成比等を考慮する。
- ③ 指名委員会は、取締役候補者の決定に当たり、取締役会の継続性を保つため、全て又は大半の取締役候補者が新任とならないよう考慮する。
- ④ 指名委員会は、取締役会に新しい視点や意見が継続的にもたらされるよう、取締役候補者が当社取締役に就任してからの年数や年齢を考慮する。
- ⑤ 指名委員会は、執行役社長、執行役の後継候補者に係る育成計画に関し、取締役会に助言を行う。
- ⑥ 指名委員会は、取締役会における執行役社長の決定に際し、候補者の選定に関する助言を行う。

第20条 指名委員会は、取締役候補者を決定する際、以下の事項を考慮するものとする。

1. 取締役候補者が、人格、識見に優れた者であること
2. 社外取締役候補者が、第8条に定める独立性の判断基準を満たすことに加え、会社経営、法曹、行政、会計、教育等の分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルでの経験を有する者であること

監査委員会

- 第 21 条 ① 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選任・解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割、責務を果たすに当たって、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。また、毎年監査方針及び計画を審議、決定し、それに基づいた監査を当社及び国内外のグループ会社において実施するなど能動的かつ積極的に権限を行使するとともに、監査内容を取締役会及び執行役に定期的に報告し、適切に意見を述べる。
- ② 監査委員会は、原則として員数の 3 分の 2 以上の独立社外取締役を以て構成するものとし強固な独立性を確保するとともに、常勤の監査委員を選定する。
- ③ 監査委員会は、執行役会等業務執行に関する重要な会議に常勤の監査委員を出席させるなど、高度な情報収集力を担保する。また、監査委員会は、監査活動を通じて得られた情報を独立社外取締役に提供し、独立社外取締役の情報収集力の強化を図る。

第 22 条 監査委員のうち最低 1 名は、財務・会計に関する知見を有する者とする。

第 23 条 ① 監査委員会は、監査実施計画の策定により十分な監査時間を確保する。

- ② 監査委員会は、定期的な会議や面談を通じて、内部監査部門との緊密な連携を確保する。

第 24 条 監査委員会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、外部会計監査人との会議や面談等の機会を通じて、その独立性、専門性の有無を確認する。

第 25 条 ① 監査委員会は、外部会計監査人との連携の強化のために外部会計監査人と監査計画、監査内容に関して定期的な会議を行い、外部会計監査人の適正な監査を確保する。

- ② 取締役会、監査委員会及び執行役社長は以下の対応を行う。
1. 外部会計監査人と執行役社長との面談の定期的な実施
 2. 外部会計監査人と監査委員会、内部監査部門との会議や面談を通じた十分な連携の確保
 3. 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制の確立

報酬委員会

第 26 条 ① 報酬委員会は、当社取締役及び執行役の報酬等について、業績との連動性を高め、短期のみならず中長期的な企業価値向上をめざした経営を動機づけるものとするなどの基本方針を定めるとともに、その方針について定期的に見直しを行う。

- ② 執行役社長は、前項に定める基本方針を事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示する。

第4節 内部通報

第27条 執行役社長は、当社グループの従業員等が、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができ、これらの情報や疑念が客観的に検証され適切に活用される内部通報体制を整備し、社内の内部通報窓口に加え、外部の法律事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置する。また、当社グループにおいて各社社内規程により通報者が保護される体制を整備するとともに、その運用状況については、コンプライアンス担当部門が定期的に監査委員会に報告する。

第3章 ステークホルダーとの関係

第1節 総則

第28条 取締役及び執行役は、その持続的な成長と企業価値の向上が、顧客、株主、従業員、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保する。また、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮するよう努める。

第29条 取締役及び執行役は、「日立化成グループ・アイデンティティ」に掲げた企業理念のもと、サステイナブルな社会の実現をめざし、事業とCSRの融合を進め、全てのステークホルダーに対して誠実な企業経営にグループを挙げて取り組む。

第30条 ① 取締役会は、グローバルに事業活動を行う上での基本的な行動規範として、「日立化成企業行動基準」及び「日立化成グループ行動規範」を制定し、適宜見直しを行う。

② 取締役会及び執行役は、前項に定める行動基準等が実践されているか否かについて適宜確認する。確認に際しては、実質的に行動基準等の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置く。

多様性の確保

第31条 取締役及び執行役は、従業員一人ひとりの人格と個性を尊重し、国籍、性別、人種、年齢、障がい、性的指向等に関わりなく、様々な価値観や考え方を有した多様な人材が個性や能力を発揮し活躍できるマネジメントを通じて、イノベーションを起こし、ソリューションを提供し続けることが必須であると認識し、ダイバーシティに関する諸施策を推進する。

第2節 株主との関係

株主の権利・平等性の確保

第32条 取締役及び執行役は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。また、株主の実質的な平等性の確保に努める。とりわけ、少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行う。

株主総会

第33条 ① 取締役及び執行役は、株主総会が取締役の選任及び解任等重要事項の決議機関であるとともに、株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主が株主総会に関する権利を適切に行使することができるよう、情報提供の時期・方法、株主総会関連日程の設定等について、株主の視点に立った環境の整備を行う。

② 株主の議決権行使の利便性を確保するため、インターネットによる議決権の電子行使及び議決権電子行使プラットフォームを導入するとともに、招集通知の英訳を当社ウェブサイト等に開示する。

③ 取締役及び執行役は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を法定期限前に早期発送し、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet、議決権電子行使プラットフォーム、当社ウェブサイト公表する。

第34条 取締役及び執行役は、株主総会における会社提案議案について相当数の反対票が投じられたか否かを評価し、相当数の反対票があったと認めるときは、その原因の分析を行い、取締役会において株主との対話その他の対応の要否を検討する。

第35条 取締役及び執行役は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、信託銀行等と協議しつつ、検討を行う。

株主との対話

第36条 ① 取締役及び執行役は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行う。

② 取締役及び執行役は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努める。

- ③ 執行役社長は、株主との建設的な対話を促進するための I R 活動に関する方針を開示する。

第 37 条 ① 執行役社長は I R 活動全体を統括し、I R 担当執行役のもと、I R 担当部門が窓口となり、経営戦略部門、財務部門、人事部門、法務部門、事業部門等と連携し、積極的な I R 活動を推進する。

- ② 取締役及び執行役は、毎年 3 月末時点における株主名簿について、名簿上の株主構造を把握する。また、実質的に当社株式を所有する株主の判明調査を実施し、調査により判明した情報は、海外での機関投資家訪問など I R 活動の施策立案に活用する。
- ③ 執行役社長は、インサイダー情報の管理に関する社内規則を定め、管理を徹底するほか、グループ会社を含む管理職以上全員を対象とした教育プログラムを定期的実施する。

第 38 条 ① 株主との面談の対応は、I R 担当部門を窓口として行う。また、面談を行う株主の所有株式数等に応じて、執行役社長又は執行役が面談に対応する。

- ② 個別面談以外の対話の主な手段として、定時株主総会での質疑応答のほか、証券会社アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催するほか、海外での機関投資家訪問を定期的実施する。
- ③ I R 活動で得られた株主からの指摘、助言等は、取締役会及び執行役に適宜報告し、経営に反映することにより、企業価値の向上に生かす。

第 39 条 ① 執行役社長は、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

- ② 執行役社長は、企業理念・ビジョン、経営の基本方針を、当社ホームページ、決算短信、アニュアルレポート（統合レポート）等にて開示する。
- ③ 取締役会及び執行役は、中期経営計画を策定し、主要な経営指標の目標値を開示し、その達成に向けて最善の努力を行う。また、定時株主総会、証券会社アナリスト・機関投資家向け決算説明会等にて目標達成に向けた具体策、進捗、過年度の省察及びそれを踏まえた次年度の重点施策について説明を行う。
- ④ 執行役社長は、株主の当社に対する理解と適切な評価を得るため、情報開示に際しては、平易かつ具体的な説明、記載を行うよう努める。
- ⑤ 執行役社長は、海外投資家等の比率も踏まえ、英語版の当社ホームページを開設し、株主総会招集通知、決算説明資料及びアニュアルレポート（統合レポート）の英語版を掲載するなど、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進める。

資本政策の基本的な方針

第 40 条 ① 取締役会及び執行役は、継続的な事業成長には、その基盤となる健全な財務体質の維持・強化が不可欠であるとの認識に立ち、当社が獲得したキャッシュフローは、当社を巡る経営環境、株主の利益、将来に向けての事業展開、配当性向の水準等を総合的に勘案してその用途を決定する。

- ② 内部留保資金については、高成長が見込める高付加価値新製品の研究開発及びグローバル供給

体制の構築に加え、既存事業の事業運営基盤強化並びに活性化等に投資するとともに、強靱な財務体質の確立に向け有効に活用する。

- ③ 株主への利益配分については、配当の安定的な成長を基本とする。自己株式の取得においては、配当を補完する株主への利益還元策として、配当方針と整合的な範囲において機動的に実施する。

株主の利益を害する可能性のある資本政策

第 41 条 取締役会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性及び合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

政策保有株式

- 第 42 条 ① 当社は、事業運営の観点で株式の保有目的があると判断した場合及び継続保有が企業価値の向上に寄与すると判断した場合に、他社の株式を保有する。ただし、純投資目的での株式の保有は行わない。
- ② 他社株式の取得については、取締役会付議基準、業務執行に関する決裁規則等に従い決定機関となる取締役会又は執行役が前項の要件を十分確認のうえ、当該取得の可否を決定する。
- ③ 執行役社長は、重要な政策保有株式について保有のねらい及び合理性を執行役会での審議を経て定期的に確認するとともに、その確認結果を取締役に報告する。
- ④ 執行役社長は、政策保有株式の議決権については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかの観点からその行使についての判断を行う。

株主の権利の保護

第 43 条 取締役会は、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会の考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明し、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。

以 上
(2017 年 6 月 23 日改正)

コーポレートガバナンス・コード対応表

日立化成コーポレートガバナンス・ガイドラインの各条文は、以下のとおりコーポレートガバナンス・コードの各原則に対応しております。

コーポレートガバナンス・コード			対応する日立化成コーポレート ガバナンス・ガイドラインの条文	
章	基本原則・原則	補充原則		
第1章 株主の権利・平等性の 確保	基本原則1	—	ガイドライン第32条	
	1-1 株主の権利の確保	—	ガイドライン第32条	
		1-1①	ガイドライン第34条	
		1-1②	ガイドライン第3条	
		1-1③	ガイドライン第32条	
	1-2 株主総会における権利行使	—	ガイドライン第33条	
		1-2①	ガイドライン第33条	
		1-2②	ガイドライン第33条	
		1-2③	ガイドライン第33条	
		1-2④	ガイドライン第33条	
		1-2⑤	ガイドライン第35条	
	1-3 資本政策の基本的な方針	—	ガイドライン第40条	
	1-4 いわゆる政策保有株式	—	ガイドライン第42条	
	1-5 いわゆる買収防衛策	—	—	
1-5①		ガイドライン第43条		
1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策	—	ガイドライン第41条		
1-7 関連当事者間の取引	—	ガイドライン第14条		
第2章 株主以外のステークホル ダーとの適切な協働	基本原則2	—	ガイドライン第28条	
	2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる 経営理念の策定	—	ガイドライン第1条	
		—	ガイドライン第1条	
	2-2 会社の行動準則の策定・実践	—	ガイドライン第30条	
		2-2①	ガイドライン第30条	
	2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビ リティーを巡る課題	—	ガイドライン第29条	
		2-3①	ガイドライン第29条	
	2-4 女性の活用を含む社内の多様性の確保	—	ガイドライン第31条	
2-5 内部通報	—	ガイドライン第27条		
	2-5①	ガイドライン第27条		
第3章 適切な情報開示と透明性 の確保	基本原則3	—	ガイドライン第39条	
	3-1 情報開示の充実	—	(i) ガイドライン第39条 (ii) ガイドライン第2条 (iii) ガイドライン第26条 (iv) ガイドライン第8条、第10条、 第13条、第15条、第20条 (v) ガイドライン第10条	
		3-1①	ガイドライン第39条	
		3-1②	ガイドライン第39条	
		3-2 外部会計監査人	—	ガイドライン第25条
			3-2①	ガイドライン第24条
			3-2②	(i) ガイドライン第23条 (ii) ガイドライン第25条 (iii) ガイドライン第25条 (iv) ガイドライン第25条
	—			ガイドライン第25条

コーポレートガバナンス・コード			対応する日立化成コーポレート ガバナンス・ガイドラインの条文	
章	基本原則・原則	補充原則		
第4章 取締役会等の責務	基本原則4	—	ガイドライン第3条	
	4-1 取締役会の役割・責務(1)	—	ガイドライン第14条	
		4-1①	ガイドライン第14条	
		4-1②	ガイドライン第39条	
		4-1③	ガイドライン第13条	
	4-2 取締役会の役割・責務(2)	—	ガイドライン第14条、第26条	
		4-2①	ガイドライン第26条	
	4-3 取締役会の役割・責務(3)	—	ガイドライン第14条	
		4-3①	ガイドライン第10条	
		4-3②	ガイドライン第14条	
	4-4 監査役及び監査役会の役割・責務	—	ガイドライン第21条	
		4-4①	ガイドライン第21条	
	4-5 取締役・監査役等の受託者責任	—	ガイドライン第5条	
	4-6 経営の監督と執行	—	ガイドライン第3条、第15条	
	4-7 独立社外取締役の役割・責務	—	ガイドライン第7条	
	4-8 独立社外取締役の有効な活用	—	ガイドライン第15条	
		4-8①	ガイドライン第9条	
		4-8②	ガイドライン第9条	
	4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び 資質	—	ガイドライン第8条、第20条	
	4-10 任意の仕組みの活用	—	ガイドライン第3条、第4条	
		4-10①	ガイドライン第3条	
	4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のため の前提条件	—	ガイドライン第18条、第22条	
		4-11①	ガイドライン第19条	
4-11②		ガイドライン第11条		
4-11③		ガイドライン第18条		
4-12 取締役会における審議の活性化	—	ガイドライン第16条		
	4-12①	ガイドライン第17条		
4-13 情報入手と支援体制	—	ガイドライン第6条		
	4-13①	ガイドライン第6条		
	4-13②	ガイドライン第6条		
	4-13③	ガイドライン第23条		
4-14 取締役・監査役のトレーニング	—	ガイドライン第12条		
	4-14①	ガイドライン第12条		
	4-14②	ガイドライン第12条		
第5章 株主との対話	基本原則5	—	ガイドライン第36条	
	5-1 株主との建設的な対話に関する方針	—	ガイドライン第36条、第37条、 第38条、第39条	
		5-1①	ガイドライン第38条	
		5-1②	(i)	ガイドライン第37条
			(ii)	ガイドライン第37条
			(iii)	ガイドライン第38条
(iv)	ガイドライン第38条			
(v)	ガイドライン第37条			
5-1③	ガイドライン第37条			
5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表	—	ガイドライン第39条		